



# 山形県公報

令和3年4月1日(木)

号 外(15)

## 目 次

### 規 則

- 職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則……………(人 事 課) … 1
- 知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則……………( 同 ) …同

### 訓 令

- 附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令……………( 同 ) … 2
- 行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する訓令……………( 同 ) … 3

## 規 則

職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第43号

#### 職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則

職員の駐在制度に関する規則(昭和41年3月県規則第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「みらい企画創造部国際人材活躍支援課」を「みらい企画創造部国際人材活躍・コンベンション誘致推進課」に改め、同条第14号を削る。

別表第14項を削る。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第44号

#### 知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務の委任に関する規則(昭和41年9月県規則第70号)の一部を次のように改正する。

第11条に次の1号を加える。

(2) 山形県立博物館条例施行規則(令和2年4月県規則第40号)による次の事項

- イ 第2条第1項ただし書の規定による開館時間の変更に関する事
- ロ 第2条第2項ただし書の規定による入館の承認に関する事
- ハ 第3条第1項ただし書の規定による休館日の変更等に関する事
- ニ 第3条第2項ただし書の規定による分館の休館日の変更等に関する事
- ホ 第5条の規定による入館の利用拒否等に関する事
- ヘ 第7条の規定による資料の寄贈及び寄託に関する事
- ト 第8条ただし書の規定による博物館資料の貸出しの承認に関する事

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 訓 令

## 山形県訓令第5号

庁 中  
出 先 機 関

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程（昭和56年4月県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1山形県交通安全対策会議の項充てる職の欄中「子育て若者応援部長」を「しあわせ子育て応援部長」に、「防災危機管理課長」を「消防救急課長」に、「子育て若者応援部子育て支援課長」を「しあわせ子育て応援部子ども保育支援課長」に、「長寿社会政策課長」を「高齢者支援課長」に改め、同表山形県石油コンビナート等防災本部の項充てる職の欄中「防災くらし安心部防災危機管理課長」を「防災くらし安心部の防災危機管理課長及び消防救急課長」に改め、同表山形県産業構造審議会の項充てる職の欄中「みらい企画創造部国際人材活躍支援課長」を「みらい企画創造部国際人材活躍・コンベンション誘致推進課長」に、「観光文化スポーツ部の観光立県推進課長及びイン・アウトバウンド推進課長」を「観光文化スポーツ部観光復活戦略課長」に改め、同表山形県職業能力開発審議会の項充てる職の欄中「みらい企画創造部国際人材活躍支援課長」を「みらい企画創造部国際人材活躍・コンベンション誘致推進課長」に、「観光文化スポーツ部の観光立県推進課長及びイン・アウトバウンド推進課長」を「観光文化スポーツ部観光復活戦略課長」に改め、同表山形県水防協議会の項充てる職の欄中「河川課長」を「河川課の課長及び最上川流域治水推進室長」に、「及び空港港湾課長」を「並びに空港港湾課長」に、「河川管理主査及び」を「河川管理専門員、河川管理主査並びに」に改め、同表山形県建築審査会の項充てる職の欄及び山形県建築士審査会の項充てる職の欄中「建築指導主査」を「建築行政専門員」に改める。

別表第2総合支庁の項充てる職の欄中「生活福祉専門員」を「課長補佐（生活福祉を担当するものに限る。）、福祉専門員」に改め、同表消費生活センターの項中

「防災くらし安心部消費生活・地域安全課課長補佐（消費者行政の推進を担当するものに限る。）」

を

「防災くらし安心部消費生活・地域安全課消費者行政推進専門員」

に改め、同表福祉相談センター

の項中

「最上総合支庁保健福祉環境部子ども家庭支援課課長補佐」

を

「最上総合支庁保健福祉環境部子ども家庭支援課課長補佐（子育て支援及び女性青少年育成を担当するものに限る。）」

に改め、同表知的障がい

者更生相談所の項中

「庄内児童相談所次長」

を

「庄内児童相談所地域指導主幹」に、

庄内支所主任相談判定員	庄内児童相談所主任児童心理司
庄内支所判定員	庄内児童相談所児童心理司

を

庄内支所判定員	庄内児童相談所児童心理司
---------	--------------

に改め、同表山形職業能力開発専門校の項中

主査	産業技術短期大学校主査
主任主事	産業技術短期大学校主任主事

を

主査	産業技術短期大学校主査
----	-------------

に改め、同表病虫害防除所の項中

主任主査	農業総合研究センター主任主査
------	----------------

を

主任主査	農業総合研究センター主任主査
主事	農業総合研究センター主事

に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第6号

庁 中  
出 先 機 関

行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する訓令を次のように定める。

令和3年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する訓令

(山形県職員服務規程の一部改正)

第1条 山形県職員服務規程（昭和37年4月県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「みらい企画創造部国際人材活躍支援課」を「みらい企画創造部国際人材活躍・コンベンション誘致推進課」に、「新県民文化館」を「県民文化館」に改める。

(山形県職員被服貸与規程の一部改正)

第2条 山形県職員被服貸与規程（昭和38年4月県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別表中 「健康づくり推進課」 を 「がん対策・健康長寿日本一推進課」 に、 「文化振興・文化財課」 を

「文化振興・文化財活用課」 に、

	行政技能員	作業服	1	2	
		作業帽	1	2	
		ゴム長ぐつ	1	2	
新県民文化館活用・発信課	工事現場の監督及び検査の業務に従事する職員	作業服	1	2	

を

	行政技能員	作業服	1	2	
		作業帽	1	2	
		ゴム長ぐつ	1	2	

に改める。

（山形県職員の人事に関する手続規程の一部改正）

第3条 山形県職員の人事に関する手続規程（昭和38年8月県訓令第52号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「子育て若者応援部長、次長及び子育て若者応援部付の職員	子育て支援課長	を
「しあわせ子育て応援部長、次長及びしあわせ子育て応援部付の職員	しあわせ子育て政策課長	に、
「観光文化スポーツ部長、文化スポーツ推進監、次長及び観光文化スポーツ部付の職員	観光立県推進課長	を
「観光文化スポーツ部長、次長及び観光文化スポーツ部付の職員	観光復活戦略課長	に、

「農林水産部長」を「農林水産部長、専門職大学整備推進監」に改める。

別表第4第1項中「新県民文化館」を「県民文化館」に改める。

（農村地域産業導入推進協議会規程の一部改正）

第4条 農村地域産業導入推進協議会規程（昭和46年11月県訓令第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「雇用対策課長」を「雇用・コロナ失業対策課長」に、「農業経営・担い手支援課長」を「農業経営・所得向上推進課長」に改める。

（職員の勤務時間に関する規程の一部改正）

第5条 職員の勤務時間に関する規程（昭和55年11月県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「みらい企画創造部国際人材活躍支援課」を「みらい企画創造部国際人材活躍・コンベンション誘致推進課」に、「新県民文化館」を「県民文化館」に改める。

（山形県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部改正）

第6条 山形県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程（平成14年8月県訓令第24号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第1項中「みらい企画創造部ICT政策推進課長」を「みらい企画創造部やまがた幸せデジタル推進課長」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。